

法定事務処理規程

1999年6月1日 制定

1999年6月1日 施行

(目的)

第1条 本連盟に係る法規で定められた事務処理については、この規程の定めるところによる。

(登記事項の変更)

第2条 本連盟に関する次に掲げる登記事項の変更は、理事会の議決により決定し、変更後2週間以内に登記を行い、登記後2週間以内に登記謄本を添付して神奈川県教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所
- (4) 設立許可年月日
- (5) 資産の総額
- (6) 出資の方法
- (7) 理事の氏名・住所

(事務所移転の登記)

第3条 本連盟の事務所を移転したときは、2週間以内に旧所在地を管轄する登記所に移転の登記を行い、続いて新所在地を管轄する登記所に次に掲げる登記事項の登記を行い、登記後2週間以内に登記謄本を添付して、神奈川県教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 事務所
- (4) 設立許可年月日
- (5) 資産の総額
- (6) 出資の方法
- (7) 理事の氏名・住所

(理事の就任)

第4条 理事就任の場合は、登記事項の手続きを行い、当該理事に関する次に掲げる書類を添付して、神奈川県教育委員会に届けなければならない。ただし、重任の場合は印鑑証明を除く。

- (1) 就任承諾書

- (2) 履歴書
- (3) 印鑑証明

(監事の就任)

第 5 条 監事就任の場合は、登記事項の手続きを行い、当該理事に関する次に掲げる書類を添付して、神奈川県教育委員会に届けなければならない。ただし、重任の場合は印鑑証明を除く。

- (4) 就任承諾書
- (5) 履歴書
- (6) 印鑑証明

(監事の移動届け)

第 6 条 監事が就任し、離職又は死亡したときは 3 週間以内にその旨を神奈川県教育委員会に届でなければならない。

(事業計画等の届け出)

第 7 条 翌年度の事業計画及びこれに伴う収支予算を年度開始前に、速やかに神奈川県教育委員会へ届け出なければならない。

(事業計画等の変更届け)

第 8 条 事業計画及びこれに伴う収支予算を変更したときは、速やかに神奈川県教育委員会へ届け出なければならない。

(事業報告)

第 9 条 年度終了後 3 ヶ月以内に、その年度末現在の財産目録とその年度における次に掲げる事項を
神奈川県教育委員会に報告しなければならない。

(寄付行為の変更認可の申請手続き)

第 10 条 寄付行為の変更について認可を受けようとするときは許認可申請書に次に掲げる書類を添付して、神奈川県教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 寄付行為の変更の条項及び理由を付した書類。
- (2) 寄付行為の新旧の比較対照表。
- (3) 寄付行為に定められた手続きを経たことを証する書類。

(事業内容の変更に関する寄付行為の変更認可の申請手続き)

第 1 1 条 寄付行為の変更が本連盟の事業内容の変更によるものである場合は、次に掲げる書類を添付して神奈川県教育委員会に申請しなければならない。

- (1) 寄付行為の変更の条項及び理由を記した書類。
- (2) 寄付行為の新旧の比較対照表。
- (3) 寄付行為に定められた手続きを経たことを証する書類。
- (4) 設立趣意書。
- (5) 財産目録。
- (6) 不動産、預金、有価証券等財産の権利の所属についての登記所、銀行等の証明書類。
- (7) 不動産その他の主たる財産については、その評価をするに十分な資格を有する者の作成した価格評価書。
- (8) 寄付行為変更後 2 ヶ年の事業計画及びこれに伴う収支予算書。

(登記事項の変更に関する寄付行為の変更認可の申請手続き)

第 1 2 条 寄付行為の変更が、登記事項の変更による場合は第 1 1 条の添付書類に副本を添付しなければならない。

(基本財産の処分等の承認申請手続き)

第 1 3 条 基本財産を譲渡し、交換又は担保に供しようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付し、神奈川県教育委員会に申請して承認を受けなければならない。

- (1) 財産目録。
- (2) 寄付行為に定められた手続きを経たことを証明する書類。
- (3) 処分の目的。
- (4) 使途。
- (5) 処分金額を記載した書類。
- (6) 処分方法。
- (7) 補填方法。

(借入金の承認申請手続き)

第 1 4 条 借入金 (その年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く) をしようとするときは承認申請書類に次に掲げる書類を添付して、神奈川県教育委員会に申請して承認を受けなければならない。

- (1) 財産目録。
- (2) 寄付行為に定められた手続きを経たことを証明する書類。
- (3) 借入の目的。

- (4) 使途。
- (5) 借入金額を記載した書類。
- (6) 利率。
- (7) 借入方法。
- (8) 償還方法。

(基本財産の処分完了後の届け出)

第 15 条 基本財産の処分を完了した場合には、処分完了後 2 週間以内に完了後の財産及び関係書類

を添付して、その旨を神奈川県教育委員会へ届け出なければならない。

(登記項目に関する基本財産処分の承認申請手続き)

第 16 条 基本財産処分が登記事項に関する場合は、第 14 条の添付書類に副本を添付して申請し

なければならない。

(書類及び帳簿の備付)

第 17 条 本連盟はこの事務所に、次に掲げる書類及び帳簿を備えなければならない。ただし他の法令により、これらに代わる書類及び帳簿を備えたときは、この限りではない。

- (1) 財産目録。
- (2) 寄付行為。
- (3) 役員及びその他職員の名簿及び履歴書。
- (4) 処務日誌。
- (5) 寄付行為に規定する機関の議事に関する書類。
- (6) 収入支出に関する帳簿及び証拠書類。
- (7) 資産台帳及び負債台帳。
- (8) 官公署往復書類。
- (9) その他必要な書類及び長帳簿。

(書類及び帳簿の保管期間)

第 18 条 本連盟の書類及び帳簿の保管期間は次の表のとおりとする。

保存期間	書類及び帳簿の種類
永久	寄付行為に規定する機関の議事に関する書類
10 年以上	収入支出に関する帳簿及び証拠書類
1 年以上	処務日誌、官公署往復書類

(随時報告等立ち入り検査)

第 19 条 本連盟は神奈川県教育委員会の必要により随時に報告又は資料の提出をしなければならない。また、本連盟の業務及び財産の状況を実地について検査のため立ち入る場合にはこれに応じなければならない。

(事業計画及びこれに伴う収支予算の変更命令)

第 20 条 神奈川県教育委員会から事業計画及びこれに伴う収支予算について変更を命じられた場合には、これに応じなければならない。
この場合において、本連盟の役員は神奈川県教育委員会に対して意見を述べることができる。

(規程の改廃)

第 21 条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

付則

1 . 法定事務処理に関してこの規程にないことは国の法規等によるもとする。